

## 公益社団法人 栃木県観光物産協会 役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）定款第27の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事（以下「役員等」という。）をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の一人当たりの報酬総額は、5,000,000円以内とする。

2 協会の常勤役員の一人当たりの定例報酬月額が350,000円以内、賞与は定例報酬月額の2.5月以内とし、各々の常勤役員の定例報酬月額及び賞与（以下、定例報酬等）という。）は、理事会において決めるものとする。

### (報酬等の支給日等)

第5条 定例報酬等の支給日、支給方法並びに定例報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下、「給与規程」という。）に準じる。

### (費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じる。

### (公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から適用する。